

農地の参考賃借料の改定について

標茶町農業委員会では、平成21年度農地法の改正に伴い「標準小作料制度」が廃止となり、これに代えて「参考賃借料」を設定しています。この「参考賃借料」はこれまでの「標準小作料」と同様の「土地残余方式」により計算した額が基本となります。

平成29年は3年に1度の改定時期にあたり、過日改定協議会を開催し協議・検討した結果、下記のとおり参考賃借料は改定されました。

これにより、4月1日以降に農地の賃借料を設定する際は、下記の「参考賃借料」を参考とし決定されますようお願いいたします。

標茶町参考賃借料

【畑（牧草畑）の部】

農地の区分	参考賃借料 (10a 当り)	備 考
上 畑	円 3, 2 0 0	平成29年4月1日から適用 適用区域は標茶町内全域を対象 作目は牧草で10a 当り 4,000Kg
中 畑	円 2, 1 0 0	平成29年4月1日から適用 適用区域は標茶町内全域を対象 作目は牧草で10a 当り 3,500Kg
下 畑	円 1, 5 0 0	平成29年4月1日から適用 適用区域は標茶町内全域を対象 作目は牧草で10a 当り 3,100Kg